

「(仮称) 串間市いちき風力発電事業」の計画段階環境配慮書に対する 環境の保全の見地からの意見

1 総括的事項

- (1) 事業実施想定区域の周辺で「(仮称) 日南風力発電事業」及び「串間風力発電所」が手続中であり、将来的には3箇所の風力発電所が南北に並ぶことが予想される。
渡り鳥など生態系への影響や、騒音等（騒音、振動及び低周波音（超低周波音を含む。）をいう。以下同じ。）について、これら他事業との累積的な影響を考慮すること。
- (2) 下記2の個別的事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の変更や風車の基数の削減などの、計画の見直しを行うこと。

2 個別的事項

- (1) 騒音等について
 - ア 事業実施想定区域周辺には、配慮が特に必要な施設、住宅等が点在しており、騒音等による生活環境への影響が懸念される。
国内外における研究、調査結果等の最新の知見を踏まえ、調査、予測及び評価と環境保全措置の検討を行うこと。
 - イ 低周波音の予測結果については、環境省が公表している、全国のこれまでの苦情とその騒音レベルの関係についてのデータと比較し、結果の考察を行うこと。
- (2) 水環境について
事業実施想定区域には地滑り地形や急斜面が多く、泥岩上に火山灰が堆積し生成した黒ボク土・褐色森林土が分布している。
事業計画の具体化に当たり、地滑りの危険性、土砂の流出等による水質悪化の可能性を十分に考慮すること。
- (3) 動物について
 - ア 鳥類の調査については、個々の鳥類に即した調査方法を検討すること。
 - イ 近年多発している集中豪雨の影響を考慮すること。

(4) 生態系について

水源かん養保安林等が、事業実施想定区域の一部にかかっており、搬入路や施設の建設などによって、保安林の機能が一部の領域で担保されなくなることが懸念される。

保安林所有者と綿密な協議を行い、事業計画に反映させること。

(5) 景観について

串間市の観光資源を損なわないよう、現状の観光資源の把握に努め、景観影響について配慮するとともに、住民の立場に立った説明を行い、住民の理解の醸成に努めること。

(6) その他

ア 農業振興地域の整備に関する法律に定められた農用地区域が、事業実施想定区域の一部にかかっているため、風力発電施設及び関連施設の位置の検討に当たっては、串間市及び串間市農業委員会と綿密な協議を行うこと。

イ 風力発電事業終了後の施設の撤去について、事業計画に位置付けること。